

久遠寺蔵本朝文粹清原教隆点の訓法について

——助字の訓法を中心に——

山 本 秀 人

目次

- 一、はじめに
- 二、久遠寺蔵本朝文粹の訓法の検討
- 三、天理図書館蔵本朝文粹鎌倉中期写本、醍醐寺蔵本朝文粹延慶元年写本との比較
- 四、むすび

一、はじめに

藤原明衡の編纂になる漢詩文集「本朝文粹」には、真福寺蔵建保五年（一二二七）写巻第十四、神田喜一郎氏蔵寛喜二年（一二三〇）写巻第六、真福寺蔵弘安三年（一二八〇）写巻第十二・十四（藤原南家点、醍醐寺蔵延慶元年（一二三〇）八）写巻第六、天理図書館蔵鎌倉中期写巻第十三、等々、鎌倉時代の書写・加点本が数々知られている。^①が、後述の身延山久遠寺蔵建治二年（一二七六）写本を除けば、大部分は巻第六、十三、十四を中心とする一卷乃至は二巻のみの抄本である。それらの中にあつて、久遠寺本は、全十四巻の内巻第一のみを欠く十三巻を有しており、ほぼ全巻を有する本朝文粹の鎌倉時代の古写本として著名である。しかも久遠寺本は、明経家の清原教隆（一一九九〜一二六五）の加点した本の

転写本であることが奥書より知られ、清原家の訓点を伝える本朝文粹の伝本として注目される。この久遠寺藏本朝文粹の国語学上の重要性、とりわけ漢文訓読史上の重要性には、少からぬものがあると思われる。

その第一は、本書が、漢籍の訓読を専門とする明経家・紀伝家（この場合明経家）の加点になる、日本漢詩文集であることであろう。⁽³⁾ 本書により、儒者⁽⁴⁾による日本漢詩文の訓読の一端を知ることが出来る。⁽⁵⁾ 本邦における漢文訓読において、平安中期から鎌倉時代において、儒者による漢籍の訓読と、僧侶による仏書の訓読との間、更には和化漢文の訓読との間には、助字の訓法を中心として、訓法に種々の対立点のあることが、小林芳規博士によつて明らかにされている。⁽⁶⁾ その点を考え合わせるならば、とりわけ、儒者による本書の訓法が漢籍の訓法と同質のものであるのか、それとも異質のものであるのかが目ざされよう。清原教隆の加点による漢籍も、書陵部藏（金沢文庫本）春秋経伝集解や金沢文庫本群書治要経部などが現存しており、明経家教隆個人における、本朝文粹と漢籍との訓法の直接の比較も可能である。

右の事はまた、日本人の手になる漢詩文の訓法とその歴史について説明する一つの緒ともなり得よう。漢籍や仏書の訓法の研究の進展に比して、日本漢詩文の訓法の研究は殆ど進んでいないと言つて良からう。その一方で近年、山本真吾氏は、いわゆる「和漢混淆文」⁽⁷⁾よりなる平家物語の文章に、日本漢詩文の影響が少からず認められることを、用語の面から明らかにされている。このような研究の流れから考えても、今後、日本漢詩文の訓法やそれに基づく文体についての研究も進められるべき必要性が高まつていゝと言えよう。

また、本朝文粹には、ひと口に漢詩文と言つても、詔・官符・表・奏状などの公文書の類や詩序や願文等々、諸種の漢文が採られており、久遠寺本が全十四卷中十三卷を残していることから、それら諸種の日本漢文の訓法について、その一端を見ることが出来る意義も大きいと言えよう。加えて、本朝文粹自体の訓読の歴史を知る上でも、訓点の素性が明らかである本書は、特に重要であると言えよう。

この久遠寺藏本朝文粹の訓法に関する先行研究としては、小林芳規博士が、天理図書館藏本朝文粹鎌倉中期写巻第十

三について、久遠寺本との訓法の相違点を、特に対応箇所について、和訓に読むか字音に読むか、助動詞や助詞等を読添えるか否か、対句の上句と下句とを一文に訓読するか二文に訓読するか、和訓やテニヲハの相違、の四つの視点から抜粹例によつて比較され、天理本が藤原家の訓読を伝えたものではないかとの推定をされている。⁽⁸⁾このほか、金原理博士による久遠寺本巻第二の読下文がある。⁽⁹⁾しかしながら、久遠寺本の訓法を本格的に扱つた研究は未だ知らず、また右の小林芳規博士の論考においても、漢籍、仏書、和化漢文の間で訓法に對立があるとされる助字等の訓法については、特に言及はされていない。本朝文粹の久遠寺本以外の点本の訓法に関する先行研究についても、小林芳規博士の右の天理本についての論考と、同じく小林芳規博士による醍醐寺蔵本朝文粹延慶元年写卷第六の訓読（読下文）⁽¹⁰⁾があるものの、訓法について本格的に検討したものはまだ見ないようである。久遠寺本を含め、本朝文粹の訓法に関する研究は、まだこれからの課題であると言つて良からう。

本稿では、以上のような認識から、久遠寺蔵本朝文粹の訓法について検討を行うこととした。その際、今回は基礎的検討を行うこととし、小林芳規博士が、漢籍、仏書、和化漢文の間で訓法に對立があるとされた、特定の助字等の主なものを取上げて、その訓法について、特に漢籍、仏書、和化漢文のいずれの方式の訓法がなされているのかという視点から、整理・検討を行いたい。

二、久遠寺蔵本朝文粹の訓法の検討

小林芳規博士が、漢籍、仏書、和化漢文の間で訓法に對立があるとされた助字等の内、久遠寺蔵本朝文粹において比較的用例数の多いものを検討対象に選び、大まかに、(1)漢籍と仏書とで訓法に對立があるとされるもの、(2)仏書と和化漢文と同様の訓法で、漢籍と仏書・和化漢文とで訓法に對立があるとされるもの、(3)漢籍と和化漢文とで訓法に對立があるとされるもの、の三者に分けて、⁽¹¹⁾具体的に訓法の検討を行う。なお、上述の如く本朝文粹には諸種の文章が収載さ

れており、その文章の種類によって訓法に相違が存する可能性も考慮する必要があるが、ひとまず久遠寺本全体を一括して検討し、右の点については適宜言及することとする。⁽¹²⁾

(1) 漢籍と仏書とで訓法に対立があるとされるもの

検討対象に選んだ助字等の内、ここに該当するものは次の通りである。

- ①令(使役) ②耳・而已 ③於(前置詞) ④以為・謂 ⑤在(マス・マシマス) ⑥言・辞(コト・コトバ)
以下、順を追って見て行く。

①「令」(使役)(同用法の「使・遣・俾・教」も含める)

漢籍では「ヲ」シテ…シム」と再読されるのに対して、仏書では「ヲシテ」が再読によらず読添えられるとされる。

久遠寺蔵本朝文粹では、「ヲシテ…シム」と読まれる場合、全例再読による。

將令^{にシテ} 万物^ヲ達^ニ其餘^ノ萌^ヲ也(四三二論奏)
縦^ヲ使^{シテ} 臣^ヲ凌^ニ崩^ヲ 平^ヲ浪^ニ於^テ 龜^ノ頭^ニ (五三三表)

このほか再読によらず「シム」とのみ読むもの、同じく「ヲシテ」とのみ読むもの(少数例)もあるが、いずれにせよ仏書式に「ヲシテ」を読添える例は見られない。

普告^{ツツケテ} 還^ニ迹^ニ 俾^ニ知^ル朕意^ヲ (二八八詔)

國^ニ 宰^{シテ}令^カ 何^ヲ 人^ヲ 備^ニ 進^{シテ}調^ヲ 庸^ニ 上^ニ 乎^ニ (二五四一意見封事)

「令」の訓法については、漢籍型とすることが出来る。

②「耳・而已」

漢籍では「耳・而已」自体は「ノミ」と読まれ、上に「ラク」(又は「ナラク」)「マク」が読添えられるのに対して、仏書では「耳・而已」自体が「ラク(ナラク)ノミ」「マクノミ」と読まれるとされる。久遠寺蔵本朝文粹では、「ラク(ナ

ラク)「マク」が読添えられるもの23例、

泣^{ナク}仰^{アウ}烏^{カシラ}頭戀^{カラス}毛之恩^{カシラノスルケ}而^ケ已^ミ。(七268 11奏状)

此花之遇^{コノハナノトキニ}此時^{ノトキ}也^{ナリ}・紅^{ベニ}艶^ニ与^ト薰香^{カニ}而^{シテ}已^ミ。(十82 4詩序)

莫^{ナラ}重^ク地^ノ中之山^ノ・以^テ塞^ス天下^ノ之望^ヲ耳^ニ。(二13 14勅答)

その一方で「耳・而已」自体を「ラク(ナラク)ノミ」「マクノミ」と読む例も19例ある。⁽¹⁵⁾

蓋取^{シテ}三百六十日^ニ・關^ス於^テ四時^ニ・耳^ニ。(十一144 6和歌序)

唯請^{コヒ}益^{エキ}受^レ業^ヲ而^{シテ}已^ミ。(七299 7奏状)

後^ノ見^ミ者^ノ莫^ク咲^レ不^レ到^ル佳^ニ境^ニ耳^ニ。(八337 1書序)

一^ク詠^{ハシ}一^ク吟^{ハシ}遣^{ハシ}懷^ヲ於^テ筆^ノ硯^ノ之間^ニ・耳^ニ。(十一128 9詩序)

この内最後の「耳」の例は「…ム(ン)マクノミ」と読まれており(他にもう1例あり)、「マクノミ」が「耳」の固定訓となつてゐることを示す例として注意され、これも仏書に現れるとされる。⁽¹⁶⁾ そのほか「ラク(ナラク)」「マク」の読添えがなく、ただ「ノミナリ」「ノミナラム」等を含む⁽¹⁷⁾「ノミヲ」と読む例がある。

漢籍型が比較的多いが、仏書型も少なくなく、両者が混淆してゐると言えよう。

③「於」(前置詞) (於是)の類は除外する)

漢籍では「オイテ」と読まれるのに対して、仏書では「オイテ」のほか「(ニ)シテ」と読まれるものがあるとされる。

久遠寺蔵本朝文粹では、「オイテ」「(ニ)シテ」とも多数見られる(「オケル」「(ニ)シ」も少数例あり)。

若聞^{キカ}我^ガ名^ヲ・於^テ阿^ヲ・釋^ス提^ヲ・不^レ復^ス退^ル轉^ス。(十二164 7讚)

刑^ノ部^ノ尚^シ書^ヲ白^ク樂^シ天^ヲ・於^テ履^キ道^ヲ坊^ノ閑^ノ宅^ニ・招^キ盧^ヲ・胡^ノ六^ノ叟^ヲ。(九18 8詩序)

仏書型、若しくは漢籍型と仏書型との混淆と言えよう。

久遠寺蔵本朝文粹清原教隆点の訓法について

④「以為・謂」

漢籍では「オモヘラク：トオモヘリ」「オモハク：トオモフ」などと呼応語を伴って読まれ、この場合「トオモヘリ」「トオモフ」が下に読添えられる場合と、「ト」が読添えられて「オモヘリ」「オモフ」が再読にされる場合とがある。これに対して伝書では、「(ト)オモフ(オモヘリ)」「(返読)」とのみ読まれるか、若しくは「オモヘラク」等とのみ読まれて「トオモヘリ」等の特定の呼応語が無いとされる。久遠寺藏本朝文粹では、「オモヘラク：トオモヘリ」「オモハク：トオモヘリ」など呼応語を伴う例が大半を占め、これらは総て再読になっている。

公₁家₁以₁為₁助₁國₁用₁衆₁庶₁以₁為₁輕₁天₁工₁・(二646・7意見封事)

皆₁謂₁伯₁倫₁再₁生₁猶₁難₁相₁抗₁・(十二1767記)

「以為」にはこのほか「オモハク：トオモハム」「オモヘラク：トオモハム」もある。但し「謂」の呼応の例は右1例のみである。一方、呼応語の無い例も存するが、右よりも少数である。ただ「謂」はこの用字自体少いが、その中においては呼応語の無い例が多い。

臣₁以₁為₁春₁蒼₁夏₁吳₁猶₁是一₁天₁朝₁東₁暮₁西₁未₁為₁兩₁日₁・(四128表)

即₁謂₁法₁輪₁以₁恒₁轉₁為₁宗₁善₁根₁非₁隨₁緣₁不₁感₁・(十四2803願文)

「憶」「謂」「もあり」

但し「(ト)オモフ」と返読する例は見られない。このほか「謂」には「オモヒキ：ムコトラ(読添)」と倒置に読む例もある。

少くとも「以為」は再読が原則であり、漢籍型の傾向が強いと言えよう。但し「謂」を中心に伝書型が混在するとも見られようか。

⑤「在」(マス・マシマス)(同様に読まれる「有」も含める)

漢籍では「マス」と読まれるのに対して、仏書では「マシマス」と読まれるとされる。久遠寺蔵本朝文粹では原則として「マス」である。

太上天皇在^{マストキに}世・未聞臣下攝^{のこころを}政・(四四二表)

此菩薩・有^{マス}三随、喜功、徳願、(十二四三讀)

但し1例のみ例外として「マシマス」かと思られる例が存する。

故昔丞^{マシク}相・在^{マシク}儒官之日^{にヒ}・(八三四書序)

全体としては漢籍型と言つて良からう。

⑥「言・辞」(コト・コトバ)(同様に読まれる「語」も含める)

漢籍では「言・語」は「コト」、「辞・詞」は「コトバ」と読分けられるのに対して、仏書ではいずれも「コトバ」と読まれるとされる。久遠寺蔵本朝文粹では、「言・語」は「コト」が原則である。

靖^{シツカニシテ}而思^{フに}之^を・誠^{マコトナルカテ}哉斯言^の・(二一五三詔)

登^ル仙^に之^{コト}語[・]信^{ニシテ}而^テ有^レ徴[・](八三六四詩序)

但し1例のみ「言」に「コトバ」がある(但し左訓⁽¹⁹⁾)。

詭^イ言^の到^ル處^に耳^{ミテ}初^{シテ}聲[・](十二四九落書)

「辞」は該当例は1例しかなく、「コトバ」と読まれている。

辞^(コトハ)訓^フ簡^フ而^{シテ}事^ツ訓^ハ詳[・](八三六四書序)

全体としては漢籍型と言えよう。

以上、①「令」④「以為・謂」⑤「在」⑥「言・辞」のように、原則として漢籍型の訓法がなされるものがある一方、②「耳・而已」③「於」のように、仏書型の訓法になっているかその混じているものも少なくないことが

判明する。このように、明経家の教隆の加点了であっても、必ずしも漢籍流の訓法のみがされているのではなく、仏書に通ずる訓法も混在していることは注意されよう。この事は、次の(2)のグループにおいても一層顕著である。

(2) 漢籍と仏書・和化漢文とで訓法に対立があるとされるもの

ここに掲げられる助字等は次の通りである。

⑦ 欲 ⑧ 之(陳述) ⑨ 則 ⑩ 曰(呼応) ⑪ 悉(副詞)

上と同様、順を追って見て行く。

⑦ 「欲」(本動詞を除く)

漢籍では「マクホツス」「コトラホツス」、新訓法として「ムトホツス」と読まれるのに対して、仏書・和化漢文では「ムトオモフ(オボス)」と読まれるとされる。⁽²⁰⁾このほか漢籍、仏書・和化漢文共に、「ムトス」(意志・願望の意ではないもの)がある。久遠寺蔵本朝文粹では、「ムト欲」と附訓された例を除いて考えれば、大部分は仏書・和化漢文式の「ムトオモフ」である(48例)。

方(平聲)圓(平)不定・智水・欲(オモフ)隨(ヒ)神器之中(ウ)。(三108 13 対冊)

以(テ)臣思國之慮(ヲ)欲(オモフ)盡(ス)報(ハ)主(ノ)情(ヲ)。(四121 7 表)

花雨(フツ)四(種)種(ニ)弥(ル)勒(ハ)欲(オモフ)決(ス)疑(ヒ)於(レ)當(ノ)今(ニ)。(十三235 2 願文)

流(ル)轉(ス)三(有)之(レ)群(ヲ)類(ニ)欲(オモフ)拔(ス)罪(ヲ)根(ヲ)。(十三236 1 願文)

また「コトラオモフ」の例も9例見られる。⁽²¹⁾

欲(オモフ)開(キ)福(ヲ)謙(ヒ)之(ノ)門(ヲ)以(テ)退(ク)中(ニ)進(ス)賢(ノ)之(ノ)路(ヲ)。(五179 3 表)

このほか読添語の不明な「オモフ」が2例ある。一方、漢籍式に「マクホツス」「コトラホツス」と読む例も存するが、共に少数例であり(前者4例、後者7例)、久遠寺蔵本朝文粹ではむしろ例外的な読みとなる。

昔・子^ニ貢^{入名}欲^去三^去告^入朔^入之^入餽^去羊^ニ・(二66 6 意見封事)

又欲知^{ハスラマフ}釋尊像^の法^ヲ世^ニ多^ニ見^ニ佛聞^ニ法^ノ人^ノ・(十66 14 詩序)

何以志^レ止^ル足^ヲ猶^{ホセシ}欲^ク觸^ル逆^ニ鱗^ニ・(四147 10 表)

この内初めの例は、論語・八佾の引用であり、その点に注意しておく必要がある。

これらのほか「ムト欲」の附訓例が58例見られる。これらの中には文脈上意志・願望の意味にも取り得る例が半数程度あり、これらには「ムトホツス」の読みを示しているものが含まれる可能性もあるが、少くとも「ムトホツス」と読まれた確例は見られない。

以上、「欲」の訓法はむしろ仏書・和化漢文型の傾向が強いと言つて良からう。但し、明らかな漢籍式の訓法の例のあることも留意される。

⑧「之」(陳述)

代名詞や動詞ではなく、主に文末にあつて陳述を示すとされる「之」は、漢籍では不読にされ、仏書・和化漢文では「コレヲ」乃至は「コレニ」と読まれるとされる。久遠寺蔵本朝文粹では、仏書・和化漢文式の「コレヲ」の読みが原則であり、文意によつては「コレニ」「コレ(无レ之)」「ココニ」も少数例見られる。

勅^キ重^キ得^キ表^キ・具^キレ^キ之^キ・(二13 7 勅答)

騏^キ驥^キ之^キ病^キ也^キ・驚^キ平^キ過^キ馬^キ先^キ之^キ・孟^キ志^キ賁^キ平^キ之^キ衰^キ也^キ・庸^キ平^キ夫^キ蔑^キレ^キ之^キ・(四148 11・12 表)

四^キ一^キ海^キ之^キ中^キ・一^キ一^キ山^キ之^キ上^キ・學^キ顯^キ教^キ者^キ往^キレ^キ之^キ・(十四 287 6 願文)

これらのほか全く附訓されていない「之」が17例あるが、全体から見れば稀な例となる。右の如く「コレヲ」などに読まれている例の多いことを考えると、これらが果して不読であるのか否かの判断が問題となるが、この内、

易^ニ曰^キ・天^ニ垂^キ象^キ・聖^ニ人^ニ則^キ之^キ・(八 329 6 書序)

久遠寺蔵本朝文粹清原教隆点の訓法について

易曰・君子學(音)以聚之問(音)以辨(音之)・(九19詩序)⁽²²⁾
 など6例は、漢籍の引用文中の例であり、先の「欲」の論語の引用文中の例の訓法をも考え合せれば、まず不読と判断して良からう。そのほか、

誠雖非(音)驚(音)目之文(音)猶可為指(音)掌之備(音)・之(音)・(六245奏状)
 如佛(音)子者(音)不(音)及(音)古人(音)之(音)喻(音)……(十三2493願文)

は、構文上「コレヲ」などには読み難いものであり、不読と考えられる(初めの例は句点が「之」の上にあることからそう考えられる)。このほか句点が「之」の上にある例がもう1例ある。そのほか、有効な判断材料のない無訓例が8例ある。以上、陳述の「之」の訓法は、ほぼ仏書・和化漢文型と言うことが出来る⁽²³⁾。ただ、漢籍式に不読にされている例が漢籍の引用文中などに僅かながら存する点、「欲」の場合と同様に注意されよう。

⑨「則」

漢籍では不読にされて上に「トキンバ」「バ」「ハ」等が読添えられ、仏書・和化漢文では「スナハチ」と読まれるとされる(仏書は新訓法の場合)⁽²⁴⁾。久遠寺藏本朝文粹では、後掲1例を除き附訓例は皆無であり、原則として漢籍式の不読と考えて良からう。

書曰・木訓(音)從(音)繩則正(音)・后從(音)諫則聖(音)・(二53・4詔)

去(音)病(音)則是霍(音)・(二138勅答)

及(音)之(音)於深水(音)・則文(音)漪(音)・(八35314詩序)

(ほかに「積」則「遂」則「感」……等あり)

ただ、少数例存する、

崔(音)嵬(音)戴(音)石之勢不閑(音)・則知強楚拔山之力不(音)如(音)季商(音)吹水之風(音)・(八37112詩序)

⑪「悉」(副詞)(同用法の「盡・咸・畢」も含める)

漢籍では「コトゴトクニ」と読まれ、仏書・和化漢文では「コトゴトク」と読まれるとされる。久遠寺藏本朝文粹では、「コトゴトクニ」と読む例が21例(「コトゴトクンス」1例を含む)、

詔一人之耳(訓)・不_レ能_レ盡(コトククニこと)・聽_二天下_一(ニ)411詔

尚書曰・野無_レ遺_レ賢_一・万邦咸_レ寧_一(二)2812意見封事⁽²⁶⁾

浴_一來人_一盡_一 樂_一(七)2831奏狀

一方、「コトゴトク」と読む例も24例あり、

貴_一賤_一悉_二結_一・苦_一提_レ之_レ縁_一・(八)3679詩序

聖_一靈_一宛_レ靈_一之_レ相_一・異_レ盡_レ住_レ意_レ法_一・雲_一(十三)2236願文

同詩云浴_一來人_一盡_一 樂_一(七)27411奏狀⁽²⁷⁾

二つの読みがほぼ同数ずつ見られる。なお、「コトゴトクニ」の最後の例と「コトゴトク」の最後の例とは、同一の原文を訓読したものであり、このように本書の訓読において「コトゴトクニ」と「コトゴトク」とは微妙であることが窺われる。

漢籍型と仏書・和化漢文型とが混淆していると言えよう。

以上、⑨「則」⑩「曰」は漢籍型であるが、⑦「欲」⑧「之」は仏書・和化漢文型が顕著であり、⑩「悉」も仏書・和化漢文型と漢籍型とが混在していることが判る。

(3)漢籍と和化漢文とで訓法に對立があるとされるもの

ここに該当するものとして次の助字について検討する。なお、これらの中には、仏書の訓法も漢籍と同様である助字も含まれるが、久遠寺藏本朝文粹の加點者が儒者であることを考慮して、ここでは漢籍と和化漢文との對立として考え

ることとする。

⑫而(文頭) ⑬者(引用) ⑭也 ⑮況(呼応) ⑯不能(読添)

⑫「而」(文頭)〔然〕「然而」は除く)

漢籍では「シカウシテ」と順接に読まれることが多いのに対して、和化漢文では「シカルニ」「シカルヲ」など逆接に読まれるとされる。なお、これらに対して仏書では「シカモ」と読まれることが多いとされるが、後述の結果を予め考慮して、今漢籍と和化漢文との対立関係として考える。久遠寺蔵本朝文粹では、殆どが「シカルヲ」と逆接に読まれている。

而・化非春^の風・澤^に音殊^に時^に雨^に(二78詔)

而今^を・壯年^に而早昇^に・不^を才^に而妄進^に・(四132表)

文頭の「而」は特に巻第二〇七の公文書の類に頻出し、殆どが「シカルヲ」である(これについては後にも言及する)。ほかに仏書式の「シカモ」が少数例、漢籍式の「シカウシテ」が稀に存する。

心慙^に賢相^に之廻^に顧^に願^に・而官有^に三龜^に・(八375詩序)

一事^に一言^に積^に以^に星霜^に・而^に上月^に仲旬^に寝^に膳^に乖^に例^に・(十四2812願文)

なお、殆どを占める逆接の例は右の如く総て「シカルヲ」であり「シカルニ」は見られない。⁽²⁸⁾
和化漢文型と言つて良からう。

⑬「者」(引用)

漢籍では「トイフハ」又は「トイハ」が上に読添えられ、和化漢文では「テヘレバ」又は「テヘリ」と読まれるとされる。なお、仏書も漢籍と同様とされる。久遠寺蔵本朝文粹では殆どが「テイレバ」と読まれており、「而」^{シカルヲ}と同様、巻第二〇七の公文書類に頻出する。

…治ヲサマレ、トモセ不レ忘レ乱レ況風一聞レ已ナレリ成者…(二192勅符)

天長元年格云…不得因此勢家耕作者…(二2110官符)

但し、これらはいずれも次文の文頭に立つ接続詞の用法かと見られる。例外的に「テイリ」も2例見られる。⁽²⁹⁾

天平二年三月廿七日格傳…不須限年多少者而…(二237官符)

これらのほか、漢籍式に「トイハ」を讀添える例が1例のみ存する。

易曰觀分人文以化成天下者斯文音之謂哉…(九411詩序)

以上のほか、関連した例として「所謂…トイフ者〔也〕」の例も少数ある。

全体としては一種の和化漢文型と言つて良からう。

⑭「也」

漢籍では不読にされ、和化漢文では「ナリ」と読まれるとされる。なお仏書は多く漢籍と同様不読であるが、教行信証古点では「ナリ」と読むとの由である。久遠寺藏本朝文料では「也」は総て無訓であり読まれた確例は皆無である。

儉者德之本也…恵者仁平濁之源也…(二76詔)

蓋乗輔佐之餘假惜物色之可賞也(八3811詩序)

且夫國之將興也上下聚脣二56詔

伏以諸寺年分及臨時得度者一年之内或及二三百人也(二584意見封事)

漢籍同様、上に読添えられる語は文意によって種々であるが、概して「ナリ」の頻度が高いように思われる。また、金沢文庫本群書治要経部に多く見られる「ゾ」の説添えは、本書には見られない。

ともあれ、漢籍型と言えよう。

⑮「況」(呼応)「矧」も含める

漢籍では「ヲヤ」で呼応するか「ムヤ」で呼応するのに対して、和化漢文では呼応語が無いとされる。なお、仏書は原則として漢籍と同様であるが、稀に呼応語の無い場合があるとされる。久遠寺蔵本朝文粹では、

況・此等百姓・皆赴ニ王^ニ役^ニ乎^ニ。(二616意見封事)

臣^ニ已^ル知^ル・況^ル於^テ物^ノ議^ニ(四123表)

のように「ヲヤ」で呼応するものと、

況^ヤ項^ノ匱^ク者^ハ甘^ク澍^シ不^レ降^ラ苦^ク旱^ク久^ク盛^ク。(二79詔)

況^カ公^ノ於^テ朕^ニ也^ハ名^ハ為^ル君^ト臣^ト志^ハ如^ク父^ノ子^ト。(二113勅答)

のように呼応語の無いものが大半を占める。そのほか、

何^ニ況^ル轉^ニ廣^ク門^ノ戸^ノ初^ニ置^ル弟^ノ宅^ニ。(十二1795記)

況^ニ乎^ニ至^ル有^ル蹤^ニ平^ニ跡^ノ入^ル邁^ル何^ノ無^ク優^ク賞^乎。(六2012奏状)

のように、「ムヤ」で呼応する例もあるが、これらには、二例目の「何」のように「況」の下に更に疑問語のある例が多い。このほか、「ム」で結ぶ例もあるが、いずれも、

況^ニ所^ニ待^テ者^ノ臥^シ治^ス誰^カ責^ム夜^ノ行^ニ。(二1214勅答)

のように、「況」の下に更に疑問語(右では「誰」)のある例であり、呼応語の無い例と見られよう。

全体として、漢籍型と和化漢文型とが混淆していると言えよう。

⑩「不能」(読添)(名詞を受ける例は除く)

漢籍では「コト」を読添えて「コトアタハズ」と読まれ、和化漢文では「ニ」を読添えて「ニアタハズ」と読まれるとされる。なお、仏書も漢籍と同様に読まれるとされる。久遠寺蔵本朝文粹では、原則として「コトアタハズ」である。

久^ク有^ク所^ニ樂^ム不^レ能^ク隨^フ例^ニ。(七3006奏状)

久遠寺蔵本朝文粹清原教隆点の訓法について

但し、1例のみ「ニアタハズ」がある。

進^{チハ}不^レ能^ク起^テ卿^ニ相^シ之^ヲ館^ニ意^シ・銜^ニ其^ノ才^ヲ名^セ上^ル（十二16013文）
 そのほか、「ヲアタハズ」かと見られる例が2例ある。

不^ニ能^ク晨^ニ昏^ニ・昏^ニ・不^ニ能^ク陪^ニ侍^ニ・（十三2261・2願文）

右一箇所のみで、いずれも「ヲ」がヲコト点で示されており「コト」の点かとも思われるが、「昏」字については別に「コト」のヲコト点³¹が擦消されており、やはり位置から見ても2例とも「ヲ」の点と見られる。

全体としては漢籍型である。

以上、⑭「也」 ⑯「不能」は漢籍型であるが、⑫「而」 ⑬「者」は顕著な和化漢文型であり、⑮「況」も和化漢文型と漢籍型との混淆であることが判る。特に和化漢文型の「而」「者」については、巻第二〜七の公文書類に集中していることも注意されよう。

(1)〜(3)の検討の結果、久遠寺蔵本朝文粹には、漢籍型の訓読もかなりあるものの、仏書型や和化漢文型の訓読も相当に多く混在していることが判明する。儒者の加点でありながらこのような訓法がされている点³¹、注意されよう。

三、天理図書館蔵本朝文粹鎌倉中期写本、醍醐寺蔵本朝文粹延慶元年写本との比較

久遠寺蔵本朝文粹の訓法について考える場合、更に本朝文粹の他の点本と比較してみる必要があるであろう。これについては、現段階では今後の課題とすべき部分が多いが、今回天理図書館蔵鎌倉中期写本と醍醐寺蔵延慶元年写本との二本について、前節で取上げた助字等の訓法を概略検討し、久遠寺本と比較してみたい。

(1)天理図書館蔵鎌倉中期写本との比較

天理本は、巻第十三の途中「願文上」の冒頭から七首の願文を有しており（巻第十三の全文量の半分弱）、小林芳規博士

によれば、直接の加点者は真言宗の僧侶と考えられ、藤原家などの訓読を伝えるものではないかとの由である。⁽³²⁾ 久遠寺本に比べれば文量は僅かではあるが、前節で取上げた助字等の内、天理本にも見出されるものについて訓法の検討を行う。ここに取上げられるのは、

①令(使役) ③於(前置詞) ⑦欲 ⑧之(陳述) ⑨則 ⑩悉(副詞) ⑭也 ⑮況(呼応) ⑯不能(呼応)である。⁽³³⁾

①「令」(使役)

久遠寺本では「ヲシテ：シム」と読まれる場合、漢籍式に再読にされていた。天理本では「ヲシテ：シム」が1例のみあり、

令舞人 盡其妙曲^(シム) (2068)

と、「ヲシテ」を読添えにする仏書式の訓法になっている。1例のみではあるが、天理本は久遠寺本と異なり、仏書型と考えられよう(以下、左記のように表示して行く)。

〈久遠寺本〉漢籍型——〈天理本〉仏書型

③「於」(前置詞)

久遠寺本では「オイテ」のほか「(ニ)シテ」があり、仏書型か、若しくは漢籍型、仏書型混淆と見られた。天理本でも、

於鷺^(シテ) (平瀧) 峯^(上瀧) 等^(平) 四處十六會中^(ニ) (2042)

など2例、「(ニ)シテ」の確例があり、久遠寺本と同様かと見られる。

〈久遠寺本〉仏書型(又は漢籍型、仏書型混淆)——〈天理本〉同

⑦「欲」

久遠寺本では原則として仏書・和化漢文式の「ムトオモフ」であつた。天理本でも、

流上轉平三去有ノ上平之群去濁類ノ平去欲拔罪根一（223 3）

のように「ムトオモフ」であり、もう1例「欲決」（222 2）がある（久遠寺本の対応部は共に「ムトオモフ」）。他に「ムト欲ス」の附訓例があるが、「ホツス」の確例はない。

〈久遠寺本〉仏書・和化漢文型——〈天理本〉同

⑧ 「之」（陳述）

久遠寺本では原則として仏書・和化漢文式に「コレヲ」等と読んでいた。天理本でも、「譯入之一」（204 6）「書之」（204 7）等のように「コレヲ」と読まれるのが原則である。ただ1例のみ無訓例の「頼之」（202 2）があり、この箇所は久遠寺本でも「頼之」と無訓である。全体的には仏書・和化漢文型とされよう。

〈久遠寺本〉仏書・和化漢文型——〈天理本〉同

⑨ 「則」

久遠寺本では原則として漢籍式の不読と見られた。天理本では、「然レ則一」（217 5、221 5）の「スナハチ」の確例があり、他にも「現平濁世平濁則一」（217 8）がある（但しこの例の「チ」は擦消しとも見られる）。仏書・和化漢文型と言えよう。

〈久遠寺本〉漢籍型——〈天理本〉仏書・和化漢文型

⑩ 「悉」（副詞）

久遠寺本では漢籍式の「コトゴトクニ」と仏書・和化漢文式の「コトゴトク」とが相半ばしていた。天理本では、「悉一」（206 2）「盡一」（216 8、222 2）の「コトゴトク」が3例、一方1例のみ「盡平濁住」（207 5）がある。仏書・和化漢文型の傾向が強いとされようか。

〈久遠寺本〉漢籍型、仏書・和化漢文型混淆——〈天理本〉仏書・和化漢文型か

⑭「也」

久遠寺本では漢籍式の不読（仏書も同）であった。天理本では、「令然也・」（217）「所草創也・」（219）のように、読添語も「也」自体の読みも附せられていない例が多いが（久遠寺本の対応部は夫々「令然也・」「所草創也・」、不読の確例、

寔知尺尊之説 法花經也（223）

がある。全例不読と見られよう。この場合読添えられるべき語は、久遠寺本と同じく、初掲2例のように「ナリ」（この場合附訓が省略される）が多いようである。

〈久遠寺本〉漢籍型（仏書型）——〈天理本〉同

⑮「況」（呼応）

久遠寺本では、漢籍式の一つである「ヲヤ」で呼応するもの（仏書も同）と、和化漢文式に呼応語の無いもののが大半を占めていた。天理本でも、「ヲヤ」で呼応するものと呼応語の無いもののが1例ずつある。

況於至平心之入乎（274）

況復紅桃漸淺 可動風前之心 翠柳不濃 何貽霜後之悔（231）

久遠寺本と同様と見られようか。

〈久遠寺本〉漢籍型（仏書型）、和化漢文型混淆——〈天理本〉同

⑯「不能」（読添）

久遠寺本では漢籍式に「コトアタハズ」（仏書も同）が原則であった。天理本も「不能供養」（209）「不能遂」（209）とあり、「コトアタハズ」である。

〈久遠寺本〉漢籍型（仏書型）——〈天理本〉同

久遠寺蔵本朝文粹清原教隆点の訓法について

以上九項目の内、天理本が久遠寺本と異なると見られるのは、①「令」⑨「則」⑩「悉」の三項目であり、いずれも久遠寺本が漢籍型であるか漢籍型を混ざるのに対して、天理本では仏書型、乃至は仏書・和化漢文型になっている。他の六項目は久遠寺本と同様と見られるが、この内⑭「也」⑮「況」⑯「不能」は、漢籍型、又は漢籍型を混ざると言っても、これらの場合の漢籍型はいずれも仏書型でもある。そのほかの③「於」⑦「欲」⑧「之」も仏書型、乃至は仏書・和化漢文型であり、結局の所、以上の助字等で見ると天理本は、仏書型の読みがされているかその傾向が強いと言ふことになる。この事によれば久遠寺本は、仏書型若しくは和化漢文型の傾向がかなり強いものの、天理本に比べれば漢籍型の部分も少なくないと言ふことになるうか。

なお、右の如く天理本が概して仏書式に読まれているのは、同本の訓点がもし藤原家などの博士家の訓読を伝えるものであるならば、その博士家の訓読が元々仏書式によっていたことによるのか、それとも、直接の加点者が僧侶であることによるのか、或いは、この部分が仏事関係の願文であることによるのかなど、種々の原因が想定されるが、その解明は今後の課題である。

(2) 醍醐寺藏延慶元年写本との比較

醍醐寺本は、巻第六、即ち「奏状中」の内、冒頭の一首のみを欠く殆ど全部を有し、僧禅兼の延慶元年（一三〇八）の書写奥書がある。この内前半部について、先に準じて検討を行う。³⁴対象とされる助字等は、次の通りである。

- ①令（使役） ②耳・而已 ④以為・謂 ⑥言・辞（コト・コトバ） ⑦欲 ⑨則 ⑩日（呼応） ⑪悉（副詞） ⑫而（文頭） ⑬者（引用） ⑭也 ⑮況（呼応）

なお、繁を避けて、久遠寺本と同様の訓法であるものは多くその結論のみを記し、他の簡略に述べる。

①「令」（使役） 〈久遠寺本〉漢籍型——〈醍醐寺本〉同

②「耳・而已」

仰明^{ウツミ}一時之哀^{イツトキノアハレ}平慜^{ヘイミン}憐^{レン}而已^{ニシテ} (369)

が1例あるのみである。

〈久遠寺本〉漢籍型、仏書型混淆——〈醍醐寺本〉仏書型か

④ 「以為・謂」

以為^{ヲモヘリ}ハム …… 勿^{レトテ}以^テ儒雅之事^ヲ報^フ 國矣^{ナリ} (182)

と、漢籍式に呼応語「オモフ」のある明らかな例が1例ある。他に、

以為^{ヲモヘリ}ハム …… 勿^{レトテ}以^テ儒雅之事^ヲ報^フ 國矣^{ナリ} (123)

「ヘリ」(朱)

以為^{ヲモヘリ}ハム …… 受領者^ヲ一生^ヲ一度之官^ニ榮^{ヤリ}也 (326)

がある。(35)

〈久遠寺本〉漢籍型の傾向が強い——〈醍醐寺本〉同か

⑥ 「言・辞」(コト・コトバ)

「斯言^{コト}」(285)の1例のみがある。

〈久遠寺本〉漢籍型——〈醍醐寺本〉同

⑦ 「欲」 〈久遠寺本〉仏書・和化漢文型——〈醍醐寺本〉同

⑧ 「則」

「今則^ハ」(45)「擬^{キスレハ}上^ト通^ト思^ト」(210)など、附訓されていない例が殆どであるが、1例のみ「スナハチ」の附訓例がある。

若…ミチハコウ填溝ニ壑カクニ入テ輕ラク過ハ則恐…(12)

また、無訓例の中に2例(二箇所)のみ、上に「トキンバ」が読添えられた、明らかな漢籍式の不読例があるが(久遠寺本の対応部も同様)、漢籍の引用文中の例である。

宣セム平チ尼ニ平ニ過ハ人テ名ナ有リ言フ 曰ク耕ハ 則飢ナ其ノ中ニ學ブ 則祿ロク入リ輕ク在リ 其中ニ(284・285)

〈久遠寺本〉漢籍型——〈醍醐寺本〉漢籍型、仏書・和化漢文型混淆か

⑩「曰」(呼応)

呼応語のある例は、右項「則」に掲げた「曰…在」(284)1例のみである。呼応語「トイフ」が漢籍の特徴とされ、呼応語「ト」は漢籍、仏書ともにあるとされる。和化漢文はこれらの呼応語が無いとされる。

〈久遠寺本〉漢籍型——〈醍醐寺本〉仏書型か若しくは漢籍型

⑪「悉」(副詞)

「咸コトク」(29)「悉クニ」(27)の2例がある。

〈久遠寺本〉漢籍型、仏書・和化漢文型混淆——〈醍醐寺本〉漢籍型

⑫「而」(文頭)

文頭の「而」は多出し、1例を除き「而シカルヲ」(15)の如く逆接に読まれている。「シカルヲ」(5例)が多いが「シカルニ」(2例)もある。例外として、順接で仏書式に「シカモ」と読まれた例が1例ある。

…セン為ニ三位博士ト 而モ文時雖フトモイケリト 生…(130)

この例は、久遠寺本の対応部では漢籍式に「而シカカシテ」と読まれているが、久遠寺本でもやはり例外となる例である。

〈久遠寺本〉和化漢文型——〈醍醐寺本〉同

⑬「者」(引用)

「盡^{ツクム}…者^{ナリ}」(24)「可在^{ハシヤス}…者^{ヘリ}也」(「也」は見消ち)(178)の2例がある(久遠寺本の対応部は夫々「盡^{ツク}…者^{ナレハ}」「可^キ在^キ…者^チ也」)。

〈久遠寺本〉和化漢文型——〈醍醐寺本〉同

⑭ 「也」 〈久遠寺本〉漢籍型(仏書型)——〈醍醐寺本〉同

⑮ 「況」(呼応) 〈久遠寺本〉漢籍型(仏書型)、和化漢文型混淆——〈醍醐寺本〉同

以上、醍醐寺本と久遠寺本とを比較すると、天理本に比べて、両本は概して近似した読み方がされており、異なるとされた項目も、さほど大きな相違や明確な相違ではない。その中で、和化漢文式の「而^{シカルラ}」「者^{ナリ}」「者^{ナレハ}」が両本に共通する点が、特に注意されようか。

四、む す び

助字を中心とする以上の検討より、久遠寺蔵本朝文粹の訓法は、明経家の清原教隆の加点であるにも拘らず、漢籍とは異なる、仏書式や和化漢文式の訓法の色彩が相当に濃厚であることが判明した。これがどういう理由によるのか、どのような意味を持つのかが次の問題となる。これについては今後の課題であるが、以後検討すべき方向や残された問題などについて思う所を述べておきたい。

小林芳規博士は、漢籍の金沢文庫本群書治要の訓法と、仏書の倭点法華経及び教行信証(親鸞自筆本)の訓法とを比較され、その相違の原因について、(一)群書治要が平安初期訓法ないし古語法を残存している結果生じた相違、(二)教行信証が新しい訓法又は特異な訓法を持つ為の相違、(三)原漢文の措辞に原因を持つもの、その他がある⁽³⁷⁾とされた。そして、群書治要における「之」「則」の不読、「ラク而已^ミ」「マク・コトヲ欲^{ホク}」を、(一)に当るものとされている。小林芳規博士はまた、清原教隆が、書陵部蔵春秋経伝集解の訓読において、頼業所伝の伝統的家説を忠実に伝承しており、金沢文庫本群

書治要經部においては、基本的には伝統的説に基き、自説による訓法の改変も行っていることを明らかにされている。⁽³⁸⁾このように、漢籍の訓法が伝統的な古い訓法を伝える面が強いのに対して、仏書の訓法には史の変遷に基く新しい訓法が取入れられ易かったことが、漢籍と仏書との訓法に差が生じた理由の大きなものとされる。この点から考えれば、久遠寺蔵本朝文粹における「之」^{コレラ}、「而已」^{ラツシム}、「ムト欲」^{オモヒ}などの仏書式の訓法は、漢籍式の伝統的訓法によらない新しい訓法であると考えられることなるうか。

久遠寺蔵本朝文粹にこのような訓法が行われている原因については今後の課題であるが、一つには、教隆が本書に加える際に、何らかの仏家との関わりがあった(僧侶による訓読が下敷きになっていったような場合を含め)可能性も考えられよう。その場合、多くの伝本を残す、本朝文粹の卷第十三、十四が、願文を中心とする仏教の法会関係の文章を収めていることも、関わる点があるかもしれない。ただ、前節で検討した如く、天理本では久遠寺本以上に仏書に通ずる訓法の色彩が濃厚であり、もし天理本が藤原家等の博士家の訓読を伝えるものであるとするならば、儒者による本朝文粹の訓読において、仏書式の訓法が多く取入れられることは相当に一般的に行われていたことなるう(訓の系統は未詳であるが醍醐寺本も久遠寺本に比較的近い訓法がされていた)。

また別の見方として、儒者の訓法が伝統的な古い訓法を受継ぐものであるという点は、日本漢詩文を含む、漢籍以外の漢文・典籍においても、そのような漢籍式の訓法が適用されて読まれることになるのかどうなのか、ということをも考えてみる必要がある。教隆が漢文の訓読において伝統的説を受継いでいるとされるのは、いずれも平安時代から清原家において訓読が行われていた特定の漢籍(経書)についてであり、しかも春秋経伝集解等、同一の漢籍の訓読について比較して得られた結果である。これらの訓法の多くの点は、紀伝家所管の漢籍を含め広く漢籍に通ずるものではあるが、漢籍ではない国書などの訓読においても適用されるべきものであつたのかどうかは、疑ってみる必要があるかも知れない。換言すれば、漢籍の訓読語が即ち儒者の訓読語の全体像であるのか否かということであろう。⁽³⁹⁾この点

については、本朝文粹の加點本が鎌倉初期（若しくは院政期）以降のものしか知られていない、即ち本朝文粹の加點が行われ始めた、或いは本朝文粹の訓法が成立したのがその頃であるらしいことをも、絡めて考える必要がある。また、本朝文粹は元々、実際に奏状や願文等を作成する際に文例集として用いられる実用書としての性格の強いものと考えられており、その事が訓読において、仏書と同様に、古い訓法によらない当時の訓法をより反映する傾向を生じさせる一つの要因となったというような可能性をも考えて行く必要があるかも知れない。

因みに、漢籍において字音語は漢音で読まれるのが一般であるが、久遠寺蔵本朝文粹においては、漢音で読まれる字音語が比較的多いものそれ一辺倒ではなく、呉音で読まれる漢語も少なくない。しかも本書では、音合符において漢音は中央、呉音は右寄りという書分けの原則があることが知られており、教隆が字音の漢・呉に注意を払ったことが窺われる。この点は、意識的に漢籍とは異なる訓法を行ったことの一つの現れとも見られよう。また上述の如く、漢籍の引用においては、他の部分とは区別されて漢籍式の訓法がされている。この事は逆に言えば、漢籍の引用以外は、意識的に漢籍とは異なる訓法がとられたことの現れと見られよう。

右述の仏書に通ずる訓法のほか、久遠寺蔵本朝文粹には、和化漢文に通ずる訓法もあつた。一般に和化漢文の訓法も多くは仏書と同様、新しい要素が取入れられたことによるものと思われ、第二節の(2)として掲げた如く、仏書と同様に読まれる助字類も少なくない。ただ、久遠寺蔵本朝文粹の卷第二く七の官符や奏状などの公文書類に集中していた、文頭の「而」^{シカルラ}、引用の「者」^{テイレイ}などは、措辞の問題も関わつていようかと思われる。例えば官符の漢文体は、従来正格漢文として説かれることも多かったようであるが、近年吉野政治氏は、明法家の中原家の訓法を伝える天理図書館蔵（観智院本）類聚三代格鎌倉時代写本（文永五年加點）所収の太政官符における「而」字の用法を検討され、接続詞的用法（文頭の用法）では総て逆接の機能を果していることを明らかにされ（訓点でも総て「シカルラ」と読まれている）、変体漢文（和化漢文）の特徴を有することを具体的に論ぜられた。⁽⁴²⁾久遠寺蔵本朝文粹卷第二く七の文頭の「而」が殆ど悉く「シカルラ」

と読まれていることには、これらの公文書類の和化漢文に通ずる措辞が関わっていると見られよう。今後、本朝文粹のとりわけ巻第二〜七の訓法については、明法家の中原家や坂上家による官符や律、令などの訓法とも比較してみる必要がある。

本朝文粹以外の典籍中の、同種の日本漢文における訓法との比較ということでは、本朝文粹巻第十三、十四の表白や願文等、仏教の法会関係の文章については、例えば、加點本が多く現存する遍照發揮性靈集（原則として僧侶の加點、注(3)(39)も参照)の訓法などと比較してみる方途もあるかも知れない。⁽⁴³⁾このほか、和漢朗詠集や新撰朗詠集等に所収の日本漢詩文の訓法、とりわけ博士家の訓法と比較してみる必要があることも勿論である。

本朝文粹の他の点本との比較を更に進めることも、当然行われなければならない今後の検討課題である。

注

(1) 主に、阿部隆一「本朝文粹伝本考——身延本を中心として——」(身延山久遠寺編『重要文化財本朝文粹』写真複製本附載、昭和55年9月)による。

(2) 阿部隆一、注(1)論考に詳しい。今一度、一部の巻の奥書を掲げれば次の如くである。

(巻第三) 文永六年五月廿一日以相州御／本書寫點校畢抑此御本者／最明寺禪門之御時仰故教／隆真人加點而已

(巻第十三) 建治二年潤三月十六日於二階堂杉谷／令書寫畢／本云最明寺禪門之御時仰故教隆真人被／加點云、

他の巻の奥書を含め、教隆加點本を文永六(一二六九)〜八年に転写し、それを更に建治二年(一二七六)に転写した本であることが判る。

(3) 博士家(注(4)参照)の訓点を持つ日本漢詩文としては、本朝文粹以外では例えば、和漢朗詠集に、菅原家の訓詠を伝える大東急記念文庫藏嘉暦元年(一二二六)写本など鎌倉時代の加點本が知られており、それに収載された日本漢詩がある(但し和漢朗詠集所収の漢詩は佳句の抄出であるので断片的なものとなる)。また、仏書の一つとされるが空海作の表白や願文などの漢詩が収載された遍照發揮性靈集の醍醐寺藏貞応二年(一二二三)書写加點本には、藤原教周による訓詠が褐色筆で校合さ

れていることが知られており、敦周の訓説を知ることが出来る(注(39)も参照)。

(4) 本稿では「儒者」を便宜上、漢籍の訓説を専門とする明経家・紀伝家の儒者の総称として用いる(他の明法家や典葉家などは含めていない)。「博士家」も同様に用いる。

(5) 阿部隆一、注(1)論考においても「その詳細な訓点は鎌倉時代切つての鴻儒の加点になり、(中略) 仏典・純漢籍に非ざる、日本の漢文に対する訓点という意味に於ても国語学上の重要資料となるものである。」と述べられている。

(6) 小林芳規「平安鎌倉漢籍訓読の国語史的研究」(昭和42年3月、第二刷昭和55年9月)序章第三節第一項「訓読語法に基づく訓点資料の分類」、第一章第二節「仏書との相違を主とする訓法」。

(7) 山本真吾「平家物語に於ける漢語の受容に関する一考察——「上皇御所」の呼称をめぐって——」(国語学第百五十七集、平成元年6月)。

(8) 小林芳規「本朝文粹卷第十三の訓点」(天理図書館善本叢書『平安詩文残篇』附載「訓点解説」昭和59年1月)。

(9) 金原理「久遠寺蔵『本朝文粹』について(1)」(椋山女学園大学研究論集第二号、昭和46年3月)、「久遠寺蔵『本朝文粹』について(2)」(法文論叢第三十二号文学篇、昭和48年3月)。

(10) 小林芳規「本朝文粹卷第六延慶元年書写本(乾)」(醍醐寺文化財研究所研究紀要第十号、平成2年3月)。前半部の訓読文が掲げられており、後半部と解題とが「坤」として同紀要第十一号に掲載される予定との由である。

(11) 小林芳規、注(6)論考による。これらには例外もあり、とりわけ仏書においては宗派による相違や時代による変化も見られる由であるが、原則的に認められるとされるものに従う。

(12) テキストには、注(1)写真複製本を用いる。用例の所在は、巻・複製本の頁・行・類目の順に表示する。なお、久遠寺本の訓点には一部に別筆仮名の混入が見られるが、書写者が複数であることもあつてこれを完全に区別することは困難であり、本稿では必要に応じて別筆について注するに止め、一々の区別は行わないこととする。

(13) この訓法は漢籍にも存する。小林芳規、注(6)論考によれば、和化漢文の訓法が、「ラシテ」の読添えも再読もなく「シム」とのみ読まれるとされるが、その趣旨は和化漢文では全般的に「ラシテ」を伴う読み方をされないことかと思われる。

(14) 以下「漢籍型」「仏書型」「和化漢文型」「漢籍型と仏書型との混淆」等の術語を用いるが、これらは飽くまでも訓法の形態面についてのみの判定を述べたものであり、その原因の解明には別の検討が必要である。例えば「仏書型」と称しても、それ

が即ち仏書の訓法や仏家による訓読の影響を受けたものであるというようなことを意味するものではない。

- (15) この19例には「為^{ナラフ}憲^{ノミ}」(六231奏状)の1例を含む。いずれの読み方の用例数にも加えなかつたものに「仰^{ウラナフ}…而^{シテ}已^ム」(六23310奏状)の「ラク」が重複した例がある。
- (16) 小林芳規、注(6)著書三五九頁に倭点法華經の「出現^{ユクシ}耳^{ミミ}」の例が掲げられている。なお、久遠寺藏本朝文粹では、「而已^{ナラフ}」は「ラク(ナラク)ノミ」が比較的多いのに対して、「耳^{ミミ}」は「マクノミ」が比較的多い。
- (17) これらの読み方は、金沢文庫本群書治要経部にも見られる。
- (18) 漢籍にも例外的に呼応語の無い場合がある旨、小林芳規、注(6)著書四〇五頁に挙例がある。
- (19) この例は字音読「訴^{コト}言^{ハシ}」に対して異訓として左傍に施された和訓読「ウンタヘノコトハ」であるが、別筆かと思われる。促音の表記に「ン」を用いることも本書では例外的である。
- (20) 漢籍の金沢文庫本群書治要経部においても、特に会話文中などの一人称主語の場合には「ムトオモフ」が少数例ある旨、小林芳規、注(6)著書三六三頁に挙例されている。
- (21) 金沢文庫本群書治要経部にも「コトヲオモフ」が「欲^{ホシ}ニ臣^シ之^ヲ免^ス」(卷十25行)の1例存する(但しこの例は他者(臣)への望みである)。
- (22) 周易のこの一節は群書治要経部中にもあり、金沢文庫本では、
君子^{コノコト}學^ブ以^テ聚^ル之^ヲ問^フ以^テ辯^ズ之^ヲ。(卷一139行)
と訓ぜられている。
- (23) 但し、陳述の「之」を仏書式に「コレヲ」等に読む例は金沢文庫本群書治要経部にも少数例存し、その一端が、小林芳規「金沢文庫本『群書治要』の訓点——経部について——」(金沢文庫研究第二七七号、昭和51年9月)に、春秋経伝集解の清原頼業点の助字の訓法を、教隆が群書治要において改変している例として掲げられている(14頁)。
- (24) 仏書でも古訓法によるものは不説であるとされるが、ここでは新訓法によっておく(あとの⑩「曰」もこれに準ずる)。
- (25) 金沢文庫本群書治要経部においても文頭例が稀に存するが、いずれも附訓されていない。
- (26) 尚書のこの一節は群書治要経部中にもあり、金沢文庫本では、
野^ノ無^ク遺^ス賢^ヲ萬^邦咸^ニ寧^ス。(卷二38行)

と訓ぜられている。

- (27) 金沢文庫本群書治要経部にも「コトゴトク」が存するが、「コトゴトクニ」よりもかなり劣勢である。
- (28) 金沢文庫本群書治要経部にも、文頭の「而」に逆接の例が少数あり、いずれも「シカルヲ」と読まれている。
- (29) ここに掲げた以外のもう1例の「テイリ」は別筆かと思われ、これと同一の文脈(…者依奏)の常套句)は他では総て「テイバ」と読まれている。
- (30) 名詞を受ける例として、久遠寺蔵本朝文粹には「不^{サレ}能^ニ自^ニ存^ハ者^ニ」(二83詔)などが見られる(「二」が読添えられる)。
- (31) 但し、漢籍に特徴的に見られる古訓法とされる「曰^{イハレ}」(「終日^{ヒトヒト}」(仏書に多い「ヒメモス」は無し)が見られるほか、やはり漢籍に特徴的とされる「吁^{オウ}」も1例存する。このほか古訓法とされる「者^{ヒト}」も散見される。
- (32) 小林芳規、注(8)論考。
- (33) 天理本のテキストには、注(8)『平安詩文殘篇』所収写真複製を用いる。用例の所在は複製本の頁・行の順に表示する。なお天理本には、例えば「而已」の附訓例として「塔^{トウ}婆^ハ上^ノ遍^ニ而^レ已^ハ」(2062)、「擧^{キョウ}…而已^ハ」(211)の2例が見られるが、このように附訓例があっても漢籍式、仏書式等の判断の出来ない助字等は、対象から除外している。
- (34) 醍醐寺本のテキストには、小林芳規、注(10)論考に掲載の写真版(前半部406行目まで掲載)を用い、写真で不鮮明な箇所は訓読文を参看して解説した。
- (35) 小林芳規、注(10)論考の訓読文では、夫々「以^{ヲモハ}」為^ク勿^レレト^ス、以^{ヲモハ}為^{ヘリ}」(矣)、「以^{ヲモハ}ハム…官^ノ」(平慥榮)〔平ナリト〕
《以為》(再誌ヘリ)〔也〕とされている。
- (36) 小林芳規、注(10)論考の訓読文では、これら附訓の無い「則」は大部分不読とされている。
- (37) 小林芳規、注(6)著者四七一頁。
- (38) 小林芳規、注(6)著書第五章第四節第二項「清原家訓説における頼業と教隆」、注(23)論考。
- (39) 小林芳規博士は、注(6)著書第六章第二節「博士家字者の関係せる仏書の訓法」において、覚連房聖範の訓説を伝える醍醐寺蔵遍照發揮性靈集貞応二年(一二二三)写本に褐色筆で校合された藤原式家敦周の訓説(注(3)も参照)を、覚連房の訓説と比較され、他の漢籍にも見られる古い訓法を残していること、字音が漢音系であることなどより、「敦周点が漢籍読のしかも博士家説に従っていることを思わせる。」とされている。ただ「助字の訓法の相違」として掲げられた例の中には、敦周が

特に、漢籍に特徴的とされる訓法を行っていると見られる例は含まれていないようである（ここに掲げられた「略棟」^{ダク、キ}之「標之」は敦周の方がむしろ「之」を「コレ」と読んでいるが、陳述の「之」を屢、「コレ」と読むのは藤原式家の特徴とされている。小林芳規、右著書九六〇、九六三、一一七〇頁）。但し古い訓法を残したものとされる中に、敦周「古道」^{ミチノチ}（之）、「覚蓮房」^{アトナリ}「道之」が含まれている。ともかくも、とりわけ助字類の訓法において漢籍と仏書との対立が顕著に見られるとされる、その助字の訓読において、このように敦周点がさして漢籍式とされる訓法をとっていないらしく見られることは、或いは藤原式家の訓読の性格にも関わる所があるかも知れないが、儒者による仏書の訓読法としても勿論、儒者による日本漢詩文（性霊集は仏書とされるが一種の漢詩文集でもある）の訓読法としても、本朝文粹の訓読法と併せて、注意されるのではないかと思われる。

- (40) 川口久雄「平安朝日本漢文学史の研究」（下巻昭和36年3月、三訂版下昭和63年12月）第二十一章第二節「藤原明衡と本朝文粹」に、「文章生・得業生たちが詩賦や策問の考試に応ずるための参考典範となり、文人・学儒たちが詩序や願文や上表や奏状などを依頼されて執筆するときの模範文例となり、鑑賞と実用との両面に役立ったであろう。」と述べられている。大曾根章介「『本朝文粹』成立試論——『扶桑集』との関係について——」（中央大学文学部紀要文学科第65号、平成2年2月）では更に実用面が強調されて、「我々は本書を美文を収録した文学作品として鑑賞享受しているが、当時においても現在と同様に享受されたわけではない。編者は後人が文章を作成する時の手本にするという実用的な目的で本書を編纂したのであり、読者は実用書として使用した。」と述べられている。

- (41) 柏谷嘉弘「身延本本朝文粹の漢語」（松村朝教授「古稀記念国語研究論集」昭和61年10月）（『日本漢語の系譜——その撰取と表現——』昭和62年7月にも同趣の論考所収）、拙稿「音合符における漢音、呉音の区別について——久遠寺蔵「本朝文粹」を中心に——」（国語学会中国四国支部第三十一回大会研究発表要旨、国語学第百四十八集、昭和62年3月、また同第百五十四集110頁の正誤表も参照）。
- (42) 吉野政治「官符の文体——而」字の用法について——」（訓点語と訓点資料第八十輯、昭和63年6月）。なお、観智院本類聚三代格には「…七道諸國符備…令よ有廿僧者」（330頁3行、天理図書館善本叢書『古代史籍統集』所収写真複製による）など、引用の「者」と見られる例も幾つか存するが、いずれも附訓されていない。

- (43) 性霊集を含む、空海撰述書の古訓点については、月本雅幸氏の「高山寺藏本文鏡秘府論長寛点」（『高山寺典籍文書の研究』昭和55年12月）、「空海撰述書の古訓点について——その性格と研究の構想——」（訓点語と訓点資料第七十七輯、昭和62年3月）以下

の一連の研究があり、今後更に進められるものも思われる。これらの内、性靈集の訓点については「高山寺藏性靈集卷第五について」(『平成元年度高山寺典籍文書綜合調査団研究報告論集』平成2年3月)がある。高山寺藏性靈集卷第五については、松本光隆氏の「高山寺藏性靈集卷第五鎌倉初期点訓読文」(同前)もある。

〔附記〕 本稿は、第十五回鎌倉時代語研究集会(平成2年8月、於広島大学)における口頭発表を基に纏めたものである。席上、小林芳規先生には貴重な御意見を賜わった。記して深謝申上げる。また別の場において、工藤重矩氏、山本真吾氏にも種々御教示を賜わった。併せてお礼申上げる。